

災害併任やテックフォース隊員を

# 来年度要求で増員要求を 個人の犠牲の上に成り立つ併任は慎重に

2015年度より新たな定員削減計画が始まり、各府省の予算定員は、毎年2%程度の定員削減が行われ、  
・新規業務に伴う増員。  
・国民から見ると必要と思われる事業に、定削減の内から復活再配置による増員。  
・おおよそ5年を目処にした期限付き増員。  
の3つを基本に査定されています。  
新定員削減計画実施による国交省と地方整備局の定削減は、表の通りです。



## 熊本地震等災害併任は年度途中で

2017年度予算の概算要求の作業が進んでいます。国土交通省管理職ユニオンは、この概算要求に向け、全国から大幅な増員要求をするよう当局に求めています。中でも、当面の緊急要求として、災害時の併任数を期限付き増員で要求することや、テックフォースを正式な組織として要求し、その隊員数を順次増員するよう緊急要求書を全国から提出し、その実現に向けて運動を強化します。

新定員削減計画における定削減実態と地整の定削減数比較

平成	予算定員	定削減数	増員数					国交省削減	地整(港湾込み)	
			新規増	再配置	時限増	女性等	合計		予算定員	削減数
26	59054								19932	
27	58815	1259	415	470	123	12	1020	239	19674	258
28	58573	1289	455	439	130	23	1047	242	19455	219

2016年度は国土交通省全体としては、新規増員455名、再配置439名、時限増員130名、女性活躍等23名の合計1047名の増員が認められましたが、1289名の定員削減となつております。そして、国交省全体で242名の定削減の内、地方整備局全体の定削減数が、219名と、国交省全体の定削減のほぼ全体を地方整備局で背負っている実態があることも、これまでお知らせしてきたとおりです。

国土交通省管理職ユニオンは、一昨年度を「増員で確認し、増員に向けて」として、6月24日の国交省と内閣人事局との交渉でも「熊本地震など緊急に対応すべきところがあれば、年度途中でも緊急増員という形で最近の回答がされている」との回答がされています。

### 内閣人事局 災害などの緊急増員は年度途中でも可能

これは、6月24日の国交省と内閣人事局との交渉でも「熊本地震など緊急に対応すべきところがあれば、年度途中でも緊急増員という形で最近の回答がされている」との回答がされています。これは、6月24日の国交省と内閣人事局との交渉でも「熊本地震など緊急に対応すべきところがあれば、年度途中でも緊急増員という形で最近の回答がされている」との回答がされています。

### 人事院規則 8-12

(併任ができる場合)  
第三十五条  
任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、併任を行うことができる。

四 併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合には、真にやむを得ないものに限るものとする。

国交省当局、内閣人事局、人事院などと粘り強く交渉などを続けてきた結果、次のことが明らかになっています。  
・削減率は国土交通省全体のもの、各当局につ

た「回答」を受けて、全国から「大規模災害対応は、職員個人の犠牲の上になり立っている併任人事によるのでなく、時限増員で対応すること」を、概算要求に反映させるよ

# テックフォース活動

# 正式に組織と人員要求を

また、

・テックフォースについては、災害のない時、平時は何をするかの説明が必要。

・国民に対して、人を付けることによって、生活がどう変わるか効果の説明が必要。

等の回答も得ています。こうした回答などから、テックフォース隊員の安全と健康そして処遇の改善と合わせて、テックフォース隊員数の増員も要求します。

本省情報によると、平成27年10月現在7,728名のテックフォース隊員がいます。東日本大震災・熊本震災、さらには、近年の「過去に例を見ない異常気象による大災害」の発生の度に、私たち国土交通省に働く職員は、自らが被災している場合でも、被災者の救出や支援、家屋・インフラの診断などの被害状況調査、応急復旧・応急

対策に取り組んでいきます。また、職員を送り出している職場では、残った職員が派遣職員の分も含めて業務を遂行しています。大規模災害が多発し、多くの自治体はテックフォースの活動に感謝し期待も高まっています。テックフォースの活動を個人の犠牲の上に立って乗り切るのではなく、各地整・事務所組織を設け、日常的には、地方自治体の道路橋などの施設の老朽化、安全点検を行い、災害時には、テックフォースとして現地に派遣できるように人員と組織を確保すべきです。以上の立場に立って、全国から2017年度定員的大幅増員に向けて内閣人事局・本省・各地整への要求書提出などを始めとした運動を強化します。



## 人事院は人事院規則に沿って

# 被災地の勤務実態を把握し当局に是正の指示を 地方事務局も調査・指導の実施を

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第二条に「（人事院の権限）人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるとは、その実施状況について随時調査又は監査を行ない、法又は規則の規定に違反していることを認める場合には、その是正を指示することができる。」とあります。

また、第二十八条は、「各省各庁の長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。」とし、五号には「職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険」に第一項に「各省各庁の長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。」とされています。

これらの人事院規則に基づき、人事院本院や地方事務局に、災害時に現地事務所や災害現場に調査に入るよう要求し、被災地の最前線で活動する職員の生命と健康を守る為、人事院規則に基づき国土交通省当局に以下の事項について「監査・調査」し「指導調整」を行うことを求めます。

- ① 土砂崩壊の恐れのある危険箇所等へ派遣される職員の、災害の防止に必要な措置が執られているか。
- ② 長時間労働に陥らないよう、適切な休息・休憩が取得できているか。
- ③ 被災地で自動車運転をする職員が、過労状態で運転することが無いのか。
- ④ 被災地で活動する場合に支給される各種手当について、適切に支給されているか。
- ⑤ 災害対応に従事する職員の命と健康を守るために必要な装備品などが整備されているか。
- ⑥ 人事院規則などで求められる休息や休憩、勤務日と勤務日の間に適切な休養が取れない場合に、後日書類整理上だけ休息や休憩がとれているかのような書類整理をしていないか。

また、自らが家族が被災者となっている職員の勤務実態についても現地で把握し、必要な是正指導などを実施すること。そして、「法又は規則の規定に違反している」と認められる場合には、その是正を指示」をするを追及していきます。

また、地方事務局の所掌事務には「管内における人事行政の適正な運営を確保するために、健康安全管理、などが正しく理解され、適正に運用されるよう調査・監査、指導及び助言などについての業務」とあります。

よって、全支部から地方事務局へ要求書を提出し、災害時の体制時に管理職員の業務実態を把握させ、超勤支給の対象と認めさせることや、職員の命と健康・安全を確保とした体制を確立するために、「定員の確保」を国土交通当局や関係機関に上申することを指導調整することを強く求めていきます。

